# 徳島県ローイング協会 定款

第一章 総 則

第二章 目的及び事業

第三章 会員

第四章 役員

第五章 会 議

第六章 資産及び会計

第七章 専門委員会

第八章 定款の変更

第九章 附 則

徳島県ローイング協会

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この団体は徳島県ローイング協会(以下本協会)という。

第二条本協会の事務局は総会の議決を経て、所定の場所へ置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 本協会は、公益社団法人日本ローイング協会に加盟し、徳島県下のローイングを全面統括し、 徳島県のローイングの普及振興を図る事を目的とする。

(事業)

第四条 本協会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) ローイングの普及。
- (2) 審判講習会の開催及び競技力向上に関する事業。
- (3) 各種競技会の開催。
- (4) 審判員養成講習会及び指導者講習会を行う。
- (5) 徳島県体育協会に加盟し、各種競技会への参加。
- (6) その他本協会の目的を達成する為に必要な事業を行う。

第三章 会員

(入 会)

第五条 本協会の会員になろうとする者は、入会申し込み書を提出して、 理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第六条本協会の会費は次のとおりとする。

(1)選手(成年)	<b>手額</b> 2,0	00円
選手(少年少女)	<b>手額</b> 2,00	00円
(2) 中学・高校・大学・クラブ を	F額 10,0	00円
(3)企業	<b>手額</b> 10,0	00円
(4) 賛助会員 年	三額 5,00	00円

(5) 会費登録費はいかなる事由があっても返還しない。

(資格喪失)

第七条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産または破産の宣告を受けたとき。

- (3) 死亡したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第八条 会員が退会しようとするときには事由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第九条 会員が各号に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、または本協会の目的に違反する行為があった時。
- (2) 本協会の会員としての義務に違反した時。
- (3) 年度会費を9月30日までに納入しなかった時。

# 第四章 役員

(役 員)

第十条 本協会には、次の役員を置く。

(1) 理事10程度。

(会長1名 副会長若干名 理事長1名 事務局長1名 会計理事1名)

- (2) 理事で本協会を運営する。
- (3) 監事2名以内, 但し理事を兼任することができる。

(役員の選任)

第十一条 理事(役員)及び監事は、総会で選任する。

(理事の職務)

第十二条 会長は、本協会を代表し会務を統轄する。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (2) 理事長は、会長及び副会長を補佐する。
- (3) 事務局長は、会長、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
- (4) 会計理事は、本協会の会計を行い、決算書に資料を添えて年度末の定期総会に提出する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、本協会の業務を決議し、執行する。

(監事の職務)

第十三条 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本協会の財産状況を監査する。
- (2) 役員の業務実行の状況を監査する。
- (3) 財産の状況,業務の執行について不正の事実を発見したときは,理事会及び総会にて報告すること。
- (4) 前号の報告の必要がある時は、理事会又は総会を招集すること。

## (役員の任期)

- 第十四条 本協会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
  - (1) 欠員補充又は増員により選任された役員は、現任者の在任期間とする。
  - (2) 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

#### (役員の解任)

- 第十五条 役員が次の項に該当するときは,
  - 理事会及び総会において3/4以上の議決により会長がこれを解任できる。
    - (1) 心身の故障の為、職務の執行ができないと認められたとき。
    - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

## (役員の諸経費)

第十六条 役員は理事会の議決を経て諸経費の補助を受けることができる。

# 第五章 会 議

## (理事会の招集)

- 第十七条 (1) 理事会は必要に応じて会長が招集する。
  - (2) 理事から付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、請求があった日から15日以内に理事会を開催しなければならない。
  - (3) 理事会の議長は会長とする。

# (常任理事会の定数)

第十八条 理事会は現在の理事数の1/2以上の者が出席しなければならない。 但し当該事項にあらかじめ書面をもって意思を示した者は出席者とみなす。 理事会の付議すべき事項議決で、可否同数のときは議長が決する。

## (総会の招集)

- 第十九条 通常総会は毎年5月に会長が招集する。
  - (1) 臨時総会は、理事が必要と認めたとき、会長が招集する。
  - (2) 理事現在数の1/3以上から議会に付議すべき事項を示され総会の開催を請求されたときは、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
  - (3)総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項,日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

#### (総会の議長)

第二十条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど理事の互選で決める。

#### (総会の議決事項)

- 第二十一条 総会は定款に定めるものの他,次の事項を決議する。
  - (1) 事業計画及び収支予算についての事項。
  - (2) 事業報告及び収支決算についての事項。
  - (3) 財産目録についての事項。
  - (4) その他本協会に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

## (総会の定数)

- 第二十二条 (1)総会は、理事現在数の2/3以上の物が出席しなければ、その議事の議決はできない。 但し他の理事を代理人として表決を委任したものは出席者とみなす。
  - (2) 総会の議事は、理事である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## (会員への通知)

第二十三条 総会の議事録及び議決した事項は、会員に通知する。

#### (議事録)

第二十四条 すべての会議には議事録を作成し、出席者代表2名が署名押印の上、これらを5年間保存する。

# 第六章 資産及び会計

## (資産の構成)

- 第二十五条 本協会の資産は次のとおりとする。
  - (1) 財産目録に記載された財産。
  - (2) 会費。
  - (3) 事業に伴う収入。
  - (4) 寄付金品。
  - (5) その他の収入。

## (事業計画)

第二十六条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が作成し、 理事会及び総会での承認を受けなければならない。

# (収支予算案)

- 第二十七条 (1) 本協会の収支予算案は会長が作成し、理事会及び総会での承認を受けなければならない。
  - (2) 本協会の収支決算に余剰金があるときは翌年度に繰り越すものとする。

#### (会計年度)

第二十八条 本協会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第七章 専門委員会

## (競技委員会)

- 第二十九条 本協会に総務委員会を置く。
  - (1) 理事の中から競技委員長を選ぶ。
  - (2) 競技委員長は、競技会の運営、普及及び用具の準備等に関する事項を処理する。

## (競技力強化委員会)

- 第三十条 本協会に競技力強化委員会を置く。
  - (1) 理事の中から競技力強化委員長を選ぶ。
  - (2) 競技力強化委員長は、選手の強化、指導者の養成及び技術の研究に関する事項を処する。

# (審判委員会)

- 第三十一条 本協会に審判委員会を置く。
  - (1) 理事会で審判長を選ぶ。
- (2)番判長は番判技術の同上, 競技規則の研究及び大会における番判の割り当てに関する事項を処理する

第八章 定款の変更

# (定款の変更)

第三十二条 この定款は理事会及び総会において、理事現在数の3/4以上の議決を経て変更される。

# 第九章 附 則

# (書類及び帳簿)

- 第三十三条 本協会の事務局には次の書類および帳簿を備えなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 役員名簿
  - (3) 庶務日誌
  - (4) 理事会及び総会の議事及び議事録
  - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 資産台帳
  - (7) その他必要な書類及び帳簿
  - (8) 書類及び帳簿は3年以上保管しなければならない。